

卒業記念用およびコンクール用録音・録画物に関する取扱い

以下の録音・録画物を製作する事業者の方が、事前に JASRAC と利用許諾契約を締結することにより、使用料の減額等を受けることができます。

①学校行事などの記念品用録音・録画物

学校等の教育機関から依頼を受け、学校行事等の様子を収録し、生徒等を対象に配布することを目的として、教育機関に代わって CD・DVD 等に複製する場合

【資料 1】卒業記念用録音・録画物に関する運用基準

②コンクール用録音・録画物

催し物の主催者から依頼を受け、コンクール等で演奏、実演する様子を収録し、出演者等に販売する（一般に販売する場合を除く。）ことを目的として CD・DVD 等に複製する場合

【資料 2】コンクール用録音・録画物に関する運用基準

利用許諾契約を締結するメリット

以下の軽減措置等を受けることが可能になります。

・使用料の減額

コンクール用録音物については、製造数が 9 個以下のものに限り減額の対象

・外国作品利用時の使用料の定額計算

録画物に外国作品をご利用になる場合でも、指値ではなく定額の使用料（内国作品と同一金額）で使用料を計算します。

・契約締結事業者であることの掲載

ホームページ等で JASRAC と利用許諾契約を締結していることを掲載できます（希望した事業者に限ります）。

[\JASRAC と利用許諾契約を締結している事業者一覧（卒業記念用およびコンクール用録音・録画物）](#)

使用料の計算方法

卒業記念用録音・録画物

学校等の教育機関から依頼を受け、学校行事等を収録し在校生を対象に配布する CD や DVD が対象です。

| CD 等の録音物

卒業記念用録音・録画物に関する運用基準（抜粋）

3 使用料

(1) CD 等の録音物

著作物 1 曲あたり利用時間 5 分未満の使用料は、複製する録音物の個数に応じて、次の金額とする。なお、5 分以上の著作物については、5 分までを超えるごとに 1 曲として著作物数を計算する。

49 個まで 200 円

50 個以上の場合 4 円 5 銭に製造数を乗じて得た額

計算方法

製造数	計算方法
49 個まで	$200 \text{ 円} \times \text{管理楽曲数} + \text{消費税相当額}$
50 個以上	$4.05 \text{ 円} \times \text{製造数} \times \text{管理楽曲数} + \text{消費税相当額消費}$ 小数点以下四捨五入

※5 分以上の楽曲については 5 分までを超えるごとに 1 曲として管理楽曲数を計算します。

※使用料は 1 曲 1 回ごとに計算します。

(計算例)

製造数	収録曲	収録時間	管理 楽曲数	計算方法
30 個	20 曲	全曲 4 分 59 秒まで	20 曲	200 円×20 曲 = 4,000 円 + 消費税相当額
30 個	20 曲	4 分 59 秒まで 15 曲 5 分～9 分 59 秒まで 5 曲	25 曲	200 円×25 曲 = 5,000 円 + 消費税相当額
70 個	20 曲	全曲 4 分 59 秒まで	20 曲	4.05 円×70 個 = 283.5 円 →284 円 (小数点以下四捨五入) 284 円×20 曲 = 5,680 円 + 消費税相当額

| DVD 等の録画物

卒業記念用録音・録画物に関する運用基準 (抜粋)

3 使用料

(2) DVD 等の録音物

① 著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとの使用料は、複製する録画物の個数に応じて、次の金額とする。

50 個まで 110 円

50 個を超える場合 110 円に 50 個を超える 1 個につき 2 円 20 銭を加算した額

② 本料率は、基本使用料を委託者が指定することとしている著作物についても適用する。

③ 算出した 1 録画物あたりの使用料が 1,020 円を下回る場合は、1,020 円とする。

計算方法

製造数	計算方法
50 個まで	110 円×累計利用時間 + 消費税相当額
51 個以上	2.2 円×累計利用時間×製造数 + 消費税相当額 小数点以下四捨五入

※累計利用時間：1 曲ごとに秒単位を切上げし合算した分数

※1 製品あたりの使用料が 1,020 円を下回る場合は、1,020 円となります。

(計算例)

製造数	収録番号	収録時間	累計利用時間	計算方法
30 個	1 曲目	4 分 30 秒	5 分	110 円×5 分 = 550 円 →1,020 円 (最低使用料 + 消費税相当額)
30 個	1 曲目	4 分 00 秒	5 分	110 円×29 分 = 3,190 円 + 消費税相当額
	2 曲目	4 分 30 秒	5 分	
	3 曲目	4 分 30 秒	5 分	
	4 曲目	4 分 30 秒	5 分	
	5 曲目	4 分 30 秒	5 分	
	6 曲目	4 分 30 秒	5 分	
30 個	1 曲目	4 分 00 秒	5 分	2.2 円×29 分×70 個 = 4,466 円 + 消費税相当額
	2 曲目	4 分 30 秒	5 分	
	3 曲目	4 分 30 秒	5 分	
	4 曲目	4 分 30 秒	5 分	
	5 曲目	4 分 30 秒	5 分	
	6 曲目	4 分 30 秒	5 分	

コンクール用録音・録画物

催し物の主催者から依頼を受け、コンクール等の実演を収録し、出演者等に限定して販売する CD・DVD が対象です。

CD 等の録音物

コンクール用録音・録画物に関する運用基準 (抜粋)

3 使用料

(1) CD 等の録音物

著作物 1 曲あたり利用時間 5 分未満の使用料は、複製する録音物の個数に応じて、次の金額とする。

なお、5 分以上の著作物については、5 分までを超えるごとに 1 曲として著作物数を計算する。

9 個まで 200 円

10 個以上 49 個まで 400 円

50 個以上の場合 8 円 10 銭に製造数を乗じて得た額

計算方法

製造数	計算方法
9 個まで	200 円×管理楽曲数 + 消費税相当額
10 個以上 49 個まで	400 円×管理楽曲数 + 消費税相当額
50 個以上	8.1 円×製造数×管理楽曲数 + 消費税相当額消費 <small>小数点以下四捨五入</small>

※5 分以上の楽曲については 5 分までを超えるごとに 1 曲として管理楽曲数を計算します。

※使用料は 1 曲 1 回ごとに計算します。

(計算例)

製造数	収録曲	収録時間	管理楽曲数	計算方法
9 個	2 曲	全曲 4 分 59 秒まで	2 曲	200 円×2 曲 = 400 円 + 消費税相当額
10 個	2 曲	全曲 4 分 59 秒まで	2 曲	400 円×2 曲 = 800 円 + 消費税相当額
10 個	2 曲	4 分 59 秒まで 1 曲 5 分～9 分 59 秒まで 1 曲	3 曲	400 円×3 曲 = 1,200 円 + 消費税相当額
51 個	2 曲	全曲 4 分 59 秒まで	2 曲	8.1 円×51 個 = 413.1 円 →413 円 (小数点以下四捨五入) 413 円×2 曲 = 826 円 + 消費税相当額

| DVD 等の録画物

コンクール用録音・録画物に関する運用基準（抜粋）

3 使用料

(2) DVD 等の録音物

ア 録画物の内容が「音楽のビデオグラム」の場合（合唱、吹奏楽等）

①著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとの使用料は、複製する録画物の個数に応じて、次の金額とする。

50 個まで 500 円

50 個を超える場合 500 円に 50 個を超える 1 個につき 7 円を加算した額

②本料率は、基本使用料を委託者が指定することとしている著作物についても適用する。

③算出した 1 録画物あたりの使用料が 1,150 円を下回る場合は、1,150 円とする。

イ 録画物の内容がア以外の場合（演劇、ダンス等）

①著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとの使用料は、複製する録画物の個数に応じて、次の金額とする。

50 個まで 500 円

50 個を超える場合 500 円に 50 個を超える 1 個につき 4 円 40 銭を加算した額

②本料率は、基本使用料を委託者が指定することとしている著作物についても適用する。

③算出した 1 録画物あたりの使用料が 1,020 円を下回る場合は、1,020 円とする。

計算方法

※累計利用時間：1 曲ごとに秒単位を切上げし合算した分数

※1 製品あたりの使用料が 1,150 円を下回る場合は、1,150 円となります。

・録画物の内容が「音楽のビデオグラム」の場合（合唱コンクール、吹奏楽コンクール等）

製造数	計算方法
50 個まで	500 円×累計利用時間 + 消費税相当額
51 個以上	[(500 円×累計利用時間) + { 7 円×累計利用時間× (製造数 - 50 個) }] + 消費税相当額

・録画物の内容が「音楽のビデオグラム」以外の場合（演劇、ダンスコンクール等）

製造数	計算方法
50 個まで	500 円×累計利用時間 + 消費税相当額
51 個以上	[(500 円×累計利用時間) + {4.4 円×累計利用時間× (製造数 - 50 個) }] + 消費税相当額

(計算例)

・録画物の内容が「音楽のビデオグラム」の場合（合唱コンクール、吹奏楽コンクール等）

製造数	収録番号	収録時間	累計利用時間	計算方法
30 個	1 曲目	1 分 30 秒	2 分	500 円×2 分 = 1,000 円 →1,150 円（最低使用料） + 消費税相当額
30 個	1 曲目	4 分 00 秒	4 分	500 円×29 分 = 14,500 円 + 消費税相当額
	2 曲目	4 分 30 秒	5 分	
	3 曲目	4 分 30 秒	5 分	
	4 曲目	4 分 30 秒	5 分	
	5 曲目	4 分 30 秒	5 分	
	6 曲目	4 分 30 秒	5 分	
30 個	1 曲目	4 分 00 秒	4 分	(500 円×29 分) + {7 円×29 分× (70 個 - 50 個) } = 18,560 円 + 消費税相当額
	2 曲目	4 分 30 秒	5 分	
	3 曲目	4 分 30 秒	5 分	
	4 曲目	4 分 30 秒	5 分	
	5 曲目	4 分 30 秒	5 分	
	6 曲目	4 分 30 秒	5 分	

・録画物の内容が「音楽のビデオグラム」以外の場合（演劇、ダンスコンクール等）

製造数	収録番号	収録時間	累計利用時間	計算方法
30 個	1 曲目	1 分 30 秒	2 分	500 円×2 分 = 1,000 円 →1,020 円（最低使用料） + 消費税相当額
30 個	1 曲目	4 分 00 秒	4 分	500 円×29 分 = 14,500 円 + 消費税相当額
	2 曲目	4 分 30 秒	5 分	
	3 曲目	4 分 30 秒	5 分	
	4 曲目	4 分 30 秒	5 分	
	5 曲目	4 分 30 秒	5 分	
	6 曲目	4 分 30 秒	5 分	
30 個	1 曲目	4 分 00 秒	4 分	(500 円×29 分) + {4.4 円×29 分× (70 個 - 50 個) } = 17,052 円 + 消費税相当額
	2 曲目	4 分 30 秒	5 分	
	3 曲目	4 分 30 秒	5 分	
	4 曲目	4 分 30 秒	5 分	
	5 曲目	4 分 30 秒	5 分	
	6 曲目	4 分 30 秒	5 分	

利用許諾契約のお申し込み

この取扱いの適用をご希望される事業者の方は、[こちらのフォーム](#)よりお申し込み下さい。契約締結に必要な書類など、詳細のご案内をいたします。

お問い合わせ

[JASRAC 複製部 録音・ビデオグラム・出版課](#)

卒業記念用録音・録画物に関する運用基準

1 適用範囲

本運用基準は、学校その他の教育機関が卒業式その他の学校行事の記念品としてもつばら在校生に配付することを目的として学校行事等を収録する録音物又は録画物（以下「本件録音・録画物」という。）の製作の依頼を受けた者（以下「製作事業者」という。）が、当該教育機関に代わって利用許諾申込を行う場合に適用する。

2 適用条件

製作事業者は、別途締結する音楽著作物利用許諾契約に基づき、すべての本件録音・録画物について当協会の定める期間内に利用報告を行うものとする。

3 使用料

(1) CD等の録音物

著作物1曲あたり利用時間5分未満の使用料は、複製する録音物の個数に応じて、次の金額とする。なお、5分以上の著作物については、5分までを超えるごとに1曲として著作物数を計算する。

49個まで 200円

50個以上の場合 4円5銭に製造数を乗じて得た額

(2) DVD等の録画物

① 著作物1曲あたり利用時間1分までごとの使用料は、複製する録画物の個数に応じて、次の金額とする。

50個まで 110円

50個を超える場合 110円に50個を超える1個につき2円20銭を加算した額

② 本料率は、基本使用料を委託者が指定することとしている著作物についても適用する。

③ 算出した1録画物あたりの使用料が1,020円を下回る場合は、1,020円とする。

(運用基準開始日)

2009年11月1日

2011年1月一部変更

2016年8月一部変更

コンクール用録音・録画物に関する運用基準

1 適用範囲

本運用基準は、吹奏楽、合唱その他の演奏歌唱のコンクールその他の催物の主催者の許可を得た者（以下「製作事業者」という。）が、当該コンクールなどの実演を収録した録音物又は録画物（以下「本件録音・録画物」という。）を製作し、もっぱら当該コンクールなどの出演者又はその関係者に販売する場合に適用する。

2 適用条件

製作事業者は、別途締結する音楽著作物利用許諾契約に基づき、すべての本件録音・録画物について当協会の定める期間内に利用報告を行うものとする。

3 使用料

(1) CD等の録音物

著作物1曲あたり利用時間5分未満の使用料は、複製する録音物の個数に応じて、次の金額とする。なお、5分以上の著作物については、5分までを超えるごとに1曲として著作物数を計算する。

9個まで 200円

10個以上49個まで 400円

50個以上の場合 8円10銭に製造数を乗じて得た額

(2) DVD等の録画物

ア 録画物の内容が「音楽のビデオグラム」の場合（合唱、吹奏楽等）

① 著作物1曲あたり利用時間1分までごとの使用料は、複製する録画物の個数に応じて、次の金額とする。

50個まで 500円

50個を超える場合 500円に50個を超える1個につき7円を加算した額

② 本料率は、基本使用料を委託者が指定することとしている著作物についても適用する。

③ 算出した1録画物あたりの使用料が1,150円を下回る場合は、1,150円とする。

イ 録画物の内容がア以外の場合（演劇、ダンス等）

① 著作物1曲あたり利用時間1分までごとの使用料は、複製する録画物の個数に応じて、次の金額とする。

50個まで 500円

50 個を超える場合 500 円に 50 個を超える 1 個につき 4 円 40 銭を加算した額

- ② 本料率は、基本使用料を委託者が指定することとしている著作物についても適用する。
- ③ 算出した 1 録画物あたりの使用料が 1,020 円を下回る場合は、1,020 円とする。

(運用基準開始日)

2009 年 11 月 1 日

2011 年 1 月一部変更

2016 年 8 月一部変更